

【用語解説】

- ・ **戸籍**とは、個人の氏名、生年月日、父母との続柄や配偶者関係などを記録するもので夫婦と氏が同じ未婚の子どもを単位としてつくられています。
- ・ **本籍**とは戸籍の所在する場所のことで、住所とは別に自由に決めることができます。
(生まれた場所という意味ではありません)
本籍のある市町村を本籍地といいます。
- ・ **筆頭者**とは、戸籍の一番最初に記載されている方です。死亡してもその戸籍の筆頭者は変わりません。
一般的に未婚の方の場合は父または母、婚姻されている方は本人または配偶者のどちらかが筆頭者です。通常、婚姻後に氏が変わらなかった方が戸籍の筆頭者です。

【戸籍関係証明書の種類】

戸籍全部事項証明（戸籍謄本）・戸籍個人事項証明（戸籍抄本）

コンピュータ化された戸籍の内容について証明したものです。

戸籍に記載されている方の全員を証明したものが戸籍全部事項証明（戸籍謄本）、

戸籍に記載されている方の一部を証明したものが戸籍個人事項証明（戸籍抄本）です。

除籍謄本・除籍抄本

構成員全員が除かれた戸籍のことを「除籍」と呼びます。

除籍に記載されている全員を証明したものが除籍謄本、

除籍に記載されている一部を証明したものが除籍抄本です。

改製原戸籍謄本・改製原戸籍抄本

戸籍制度の改正にともない、作り替えられる前の戸籍です。

戸籍のコンピュータ化の直前の状態のものもこれにあたります。【平成改製原戸籍】

改製原戸籍に記載されている全員を証明したものが改製原戸籍謄本、

改製原戸籍に記載されている方の一部を証明したものが改製原戸籍抄本です。

戸籍の附票

その戸籍を作成した時点から、戸籍に記載されている方の住所異動の履歴を証明するものです。

戸籍届の受理証明書

戸籍の届け出が済んだことを証明するものです。なお、**届出人**のみが届け出た市町村役場で請求することができます。

身分証明書

禁治産又は準禁治産および破産の宣告並びに後見の登記について、それぞれの通知を受けていないことを証明するものです。なお、**本人**しか請求することができません。

独身証明

自らが独身であることを証明するものです。なお、**本人**しか請求することができません。

津山市では、以下の時期から戸籍をコンピュータで管理するようになりました。
それまでの紙の戸籍は、（平成）改製原戸籍として保管しています。

旧津山市分	・・・	平成16年	8月28日
旧阿波村分	・・・	平成15年	11月22日
旧勝北町分	・・・	平成13年	1月20日
旧久米町分	・・・	平成12年	12月27日
旧加茂町分	・・・	平成10年	1月 1日

上記の時期以前に死亡、婚姻、離婚などによって戸籍から除かれたことや、離婚、養子離縁、認知したことなどは、改製原戸籍でなければ証明できません。